

令和2年度 第1回

丹波篠山市都市計画審議会議事録

と き 令和2年7月7日(火)

ところ 丹波篠山市役所 第2庁舎 2-301.302 会議室

丹波篠山市都市計画審議会

令和2年度 第1回 丹波篠山市都市計画審議会議事録

令和2年7月7日、令和2年度 第1回丹波篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 令和2年7月7日(火) 14時00分開会

(場所) 丹波篠山市役所 第2庁舎3階301・302会議室

2. 出席委員の氏名

岡絵理子委員 和田真理子委員 今井 進委員 井本季伸委員
山本晴朗委員 田淵清彦委員 圓増亮介委員 堀 成志委員
西垣 守委員 安井博幸委員 かんなん芳治委員 丹後政俊委員
森江 満委員 上田浩嗣委員 徳永知一委員

○審議会開催のために出席した者の職氏名

丹波篠山市副市長 平野 斉
まちづくり部長 酒井一弘
まちづくり部地域計画課長 田村隆章
まちづくり部地域計画課長補佐 河南芳郎
まちづくり部地域計画課都市政策係長 依藤智広
まちづくり部地域計画課都市政策係主査 武元由美
まちづくり部地域計画課景観室長 横山宜致
まちづくり部地域計画課景観室係長 荒木敏文

3. 会 議

事務局

1. 開会（14時00分）、及び2. 委嘱状交付

人事異動等により、新しく就任する委員の委嘱状を平野副市長より交付する。

平野副市長

3. 市長（副市長）あいさつ

（平野副市長は他の公務のため退席）

事務局より委員・出席職員の紹介、委員出欠状況、審議会成立の報告を行う。丹波篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上委員16名のうち15名の出席により成立。

会長

4. 会長あいさつ

以降、丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。

本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告を受ける。

5. 議事録署名人の指名

丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項の規定により、会長が議事録に署名押印する委員として山本晴朗委員及び堀 成志委員を指名する。

本審議会の審議事項等について、事務局より説明。

事務局

6. 丹波篠山市都市計画審議会の審議事項について説明（資料1）

議長(会長)

事務局から説明がありましたが、先程の内容につきまして委員の皆様のご意見・ご質問等を伺いたいと思います。

（質疑なし）

議長(会長)

質疑が無いようですので、次に移りたいと思います。

7. 審議事項

- 事務局 諮問第1号 丹波篠山市景観計画の変更について説明（資料2-1～2-4）
- 議長(会長) 事務局から説明が終わりました。質疑はありませんか。
- 委員 丹南篠山口I.C周辺地区の路線が東吹交差点から渡瀬橋まで200m延伸した理由について説明頂きたい。
- 事務局 景観的に一体の沿道として位置付け、地区としてわかりやすい渡瀬橋までを範囲として区域取りをしています。
- 委員 丹南篠山口I.C地区が200m延伸したことにより、屋外広告物の区域が第2種許可地域から第4種地域に変わっています。この屋外広告物の区域変更により屋外広告物の設置基準が変わるとのことですが、イメージがよく分かりません。具体的に示して頂きたい。
- 事務局 現在は第2種許可区域で、屋外広告物の掲出基準としては一番緩い基準の場所であるので、住居が立ち並んだ場所に大規模店舗並みの看板が掲出できます。丹南篠山口インターから計画区域の東端の渡瀬橋までは、屋外広告物の基準としては厳しい基準にした方が景観的には良いという考え方です。
- 委員 屋外広告物の区域が変更されると、今まで掲出できていた広告物が更新時には基準に抵触することはありませんか。
- 事務局 屋外広告物の許可期間は2年で、掲出している限り2年ごとに更新が必要となります。仮に新しい基準に適合しなくなった広告物は既存不適格となりますが、更新手続き時に是正又は撤去を誓約してもらうことにより5年間（2回の更新）は認めることとしています。既存不適格広告物の是正や撤去には、助成制度も活用できるよう検討していますので、新しい基準への適合を促進させ、統一を図るようにはしていきます。
- 委員 市内の企業は、屋外広告物の区域変更等、現在の市の取り組みを知っているのか。

事務局 パブリックコメント時に、兵庫県屋外広告美術協同組合や屋外広告物許可手続きを行っている事業者等には文書で周知しています。

委員 彩度4の色の基準は、ほぼ茶色に見える基準となっていますが、「彩度」の基準はあるが「明度」の指定はないのか。
また、景観計画の「マンセル色票系」の表記について、インターネットを確認すると別の表記となっていますが、どちらが正しいのですか。

事務局 兵庫県の色基準の考え方も「彩度」のみで「明度」の基準はありません。
「マンセル色票系」の表記については確認します。

委員 まちづくり審議会と同じ質問をしましたが、丹南篠山口I.C地区の景観形成基準の開発行為における1区画の面積が250㎡以上確保となっていますが、仮に敷地面積が1,000㎡とすると区画道路を整備した場合、販売できる区画は3区画しか確保できないこととなり開発事業として成立しません。再度検討することでしたが結果はどうなったのですか。
あと、「広告物の定義」について、窓の外から掲出すれば広告物になりますが、窓の中から内張りして掲出すれば広告物にはなりませんとの事でしたが、そのような考え方でいいのでしょうか。

事務局 1区画の宅地面積は、「まちの区域」は200㎡以上で、「さとの区域」は250㎡以上となっています。幹線道路には賑わいのある商業施設の立地を促したいですが、住宅ができるのであればゆとりのある区画としたいことから1区画の宅地面積を250㎡以上としました。
屋外広告物の考え方は言われたとおりです。ただ、近年都市部では、室内から掲出する広告物が増えており、基準を定めている自治体もありますが、本市では都市部のような基準までは定めていません。

委員 了解しました。

委員 景観を保全することはよいと思いますが、個人の権利とのせめぎ合いをどうするかが課題になると思います。
既存不適格広告物については、改修等を行う場合に補助を考えているとのこと

したが、企業が設置する広告物は、耐用年数が10年を超える強固なものであるにも関わらず、改修等の猶予が5年間というのは、企業にとって改修や撤去費用は非常に金額も大きくなり負担になります。

今現在、既存不適格広告物はどの程度あるのか。また、改修補助金はどの程度の金額を考えているのか。また、屋外広告物規制区域図では、広い範囲で区域が変わっていますが、どのように規制区域を変更したのかを説明願います。

事務局

既存不適格広告物の件数は今手元にないため、具体的な件数はわかりません。補助制度については、今現在の助成限度額は50万円で補助率は2分の1としています。新しい補助制度としては、屋外広告物の種類によって助成限度額の上限に幅を持たせたいと考えています。

現行の第1種許可地域は、本来は農地の広がる「さとの区域」を主体とした区域で、改正案では第6種地域に移行します。現行の第3種禁止地域は、国道372号の幹線沿道から眺望する元「風景形成地域」のため国道372号を中心に広い範囲の区域となっていますが、改正案では国道372号の沿道の第5種の帯状の区域に移行しています。残る区域の大半が「さとの区域」で第6種区域に移行し、一部城下町や古市の歴史的な町並みの残る区域が第3種地域となっています。

このように市全域の現況土地利用に規制区域を対応させ、特に農地の広がる「さとの区域」は、全市的に同じ基準が適用されることとなり、事業者等にも分かりやすくなっているものと考えています。

委員

丹波篠山市と丹波市で開発等の規制を比較すると丹波市の方が規制は緩いと思う。企業からすると、規制が緩い方に進出する傾向があるため、屋外広告物の規制が導入されると経済活動にも両市の間で偏りが生じることになると思います。出来る限り企業に負担をかけないよう補助制度を検討してほしいと思います。景観も大事ですが、地域経済についても考慮頂きたい。

委員

景観はもちろん、中長期的には経済的にも健全な状況にしていかなければならない。そういった意味では今回の屋外広告物の規制内容は非常に理解しにくい。

市民にとって重要で大幅な変更であるにもかかわらず、パブリックコメントの意見が一つもないことを危惧しています。屋外広告物の規制内容が複雑すぎて見過ごされてしまったのではないかと考えます。基準改正や運用に当たっては市民に対して丁寧な説明をしていく必要があると思いますのでお願いしたい。

事務局 兵庫県屋外広告物業の組合である兵庫県屋外広告美術協同組合には、事前に区域及び基準を提示した上で説明をして理解を得ています。市民に対しては、今後、屋外広告物の規制内容が理解しやすいパンフレット等を作成する予定としていますので、啓発に努めたいと考えています。

委員 丹南篠山口 I.C 地区の景観形成基準「開発行為」「緑化」に関して「非建ぺい地の 500㎡を超える敷地は、接道部に植栽帯を設け、生垣や高木並木を適切に配した緑化修景を行う。」とありますがどのようなイメージか。この景観形成基準の緑化を確保することで、かえって見通しが悪くなることにつながる可能性があり交通上危険な状態となる場合もありますが、そのような場合に市はどのような指導するのか。

事務局 緑化のイメージは、丹波地域における推奨の郷土種を選定した上で、敷地面積に応じた緑地率で植栽配置計画を事業者より提示を受けて、開発協議の中で指導を行っています。

委員 緑地の確保は開発時に行っていますが、工事完成後に緑地が撤去されてしまった事例を聞いたことがあります。このような行為に対して市は適切に指導すべきである。開発時に緑地を確保させるだけで、完成後の管理を指導しないのはおかしいと思う。

事務局 開発時に緑地として確保した植栽についての適切な管理については「お願い」でしかないので、その点では課題であると考えています。開発行為等許可書発行時に市と事業者で「まちづくり協定書」を締結していますが、協定の項目に植栽管理についても記載していますので、運営管理についてもできる限り啓発、指導していきたい。

議長(会長) この緑化に関し、田中委員からの意見を預かっているので披露させていただきます。

－田中委員の意見朗読－

農地に隣接する敷地における緑化については、植栽に多くの鳥が集まったり、巣を作ったりすることにより農作物に影響を及ぼすため、大規模に植栽を剪定した事

例もあった。植栽で建物を隠す手法はよく使われるが、農作物への影響から植栽の大規模な剪定や伐採はかえって景観を損なうことになります。

「農都」丹波篠山市の景観整備においては、単に緑をたくさん植栽するのではなく、植栽場所によって影響を配慮した樹種による植栽計画が必要です。

委員 植栽等については後に維持管理が必要となります。落ち葉の処理や植栽の剪定等維持管理に必要な費用は高額となります。緑地確保の指導については、維持管理も含めて指導いただきたい。

委員 確認ですが、既存不適格広告物は条例違反となるのか。また、既存不適格広告物は5年以内に改修や撤去をする場合に補助制度を活用することができるということでしょうか。

事務局 既存の基準には適合するが、新基準では適合しない屋外広告物が既存不適格となります。既存不適格広告物は違反広告物になるまでの猶予期間として5年間を設けています。

委員 屋外広告物の掲出基準に違反した場合には罰則規定がありますか。

事務局 屋外広告物条例で罰則規定を設けていますので、違反物件には罰則があります。

議長(会長) 本日の審議を踏まえ整理すると、既存不適格物件の具体例がない中での説明はイメージが湧かず少々難しかったのではないかと思います。都市部であれば既存不適格物件の箇所を示して説明を行っています。広い市域で具体例を示すのは難しいと考えますがデータは整理頂きたい。

また、今回の基準の変更の際し、市民にとって居住している地域の基準がどのように変更になるのかについて、丁寧な説明をお願いしたい。

議長(会長) 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

様々なお質問、意見が出されましたが、諮問第1号「丹波篠山市景観計画の変更について」は、原案について異議ないものと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

議長(会長) それでは、諮問第1号 「丹波篠山市景観計画の変更について」は、「原案のとおりで異議ない」旨で答申いたします。

なお、答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、丹波篠山市景観計画の変更については原案のとおりで異議はない旨で答申します。なお答申書の作成は会長に一任させていただきたいと思います。

以上、本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。他に何かご質問はございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで打ち切らせて頂きます。

これをもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

8. その他 なし

9. 閉会

まちづくり
部長

— まちづくり部長あいさつ —

(終了：15時55分)